

# 災害で住宅が被害を受けたときは

災害が発生した場合、被災した方が1日でも早く日常の生活を取り戻せるように行政ではさまざまな支援を行います。ここでは、それらの支援を適切に受けるために知っておきたいことを紹介します。

問合せ 税務課（☎372-3311・内線3724）



## 被害状況を写真で記録しましょう

災害などで住宅に被害があった場合、国などからの支援を受けるため、り災証明書が必要です。

り災証明書の発行に伴う住家被害認定調査をスムーズに行うため、内閣府では片付けや修理を行う前に被害状況を写真で撮影することを奨励しています。保険会社に損害保険を請求するときにも役立ちます。

住家被害認定調査の前に住宅を壊したり、被害を受けた部分が分からなくなるような修理・片付けなどをしたりすると調査が困難になります。

可能な限り被害状況を写真で記録するようしてください。



### 写真撮影のポイント

写真是住宅の外観と内部の両方が必要です。被害を受けた場所は全て撮影しましょう。

#### 外観を撮影する場合

- カメラやスマートフォンなどを使い、住宅を4方向から撮影する
- 浸水した場合、浸水した部分の高さが分かるようにする

#### 内部を撮影する場合

- 部屋ごとに、全体が分かる写真と被害を受けた部分の寄りの写真を撮る



## 公的な支援を受ける時は り災証明書が必要です

り災証明書は、自然災害で被害を受けた住宅の被害状況を証明する書類です。さまざまな支援を受けるときに必要で、被災者の申請を受けて発行します。

被災者が市に申請



市が被害状況を調査



り災証明書の交付



支援を受ける時に使用

出前講座

### 被災時の生活再建支援制度講座

を開講しました

ボードゲーム形式で支援制度を学ぶとともに、自然災害被災時の生活再建のための備えについて知ることができます。もしもの時に備えて、受講してみませんか。詳しくは、問い合わせてください。

対象 市内にお住まいの通勤・通学している5人以上の団体など

\*一定の条件が満たされる場合は、調査を省略できる場合があります。

\*災害の規模や種類などによっては、申請の前に調査を行う場合があります。

り災証明書の申請など詳しくは、市ホームページ「救急・防災→防災→その他情報」をご覧ください。

